

7月になりました



2017 年(平成 28 年)も、6 かが過ぎ去りました。
過ぎ去ったこの **181 日間**は、二度と戻りません。
悔いの残らない「下半期」を計画しましょう！！

☆ 2017 年 7 月の税務

期 限	項 目
7 月 10 日	▶ 6 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
7 月 18 日	▶ 所得税の予定納税額の減額申請
7 月 31 日	▶ 所得税の予定納税額の納付(第 1 期分)
	▶ 5 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	▶ 11 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が 4,800 万円超の 4 月、5 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(3 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>
	▶ 固定資産税(都市計画税)の第 2 期分の納付

出典：エッサム <http://www.essam.co.jp/eigyosyo/sendai/tax-calendar.html>

☆ 2017 年の主な制度改正

今年の主な制度・法改正についてまとめました。

対応に注意しましょう！

1 月

[育児・介護休業法の改正](#)

個人型 DC（確定拠出年金）の対象者拡大（[2016 年 12 月号](#)参照）

[雇用保険法の改正](#)

[セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設](#)

[地震保険の改定](#)

[給与所得控除の縮小](#)

2 月

[確定申告でマイナンバーの記載が必要に](#)

4 月

[公的年金の改正 1（国民年金保険料の引き上げ）](#)

[介護予防・日常生活支援総合事業](#)

8 月

[公的年金の改正 2（公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮）](#)

9 月

[公的年金の改正 3（厚生年金保険料の引き上げ）](#)

<https://cs.sonylife.co.jp/lpv/pcms/sca/ct/special/finance/index1701.html>

☆ 7/20～22 熊谷うちわ祭



延べおよそ 75 万人の集客を誇るのが、7 月 20 日から 3 日間行われるうちわ祭。

「熊谷八坂神社祭礼行事（うちわ祭）」の起源は、文禄年間に愛宕神社に合祀された八坂神社での例祭であり

ます。

現在においても、江戸中期から開始された祇園柱の設置を伴う祭礼行事、江戸中期から開始された神輿渡御を中心とした祭礼行事、明治後期から開始された山車・屋台の巡行行事、これら原型が現在も残されていることが調査により明らかとなり、平成 24 年 3 月 30 日付けで、熊谷市指定無形民俗文化財に指定しました。

12 台の山車・屋台が熊谷囃子とともに市街地を巡行する様子は、その絢爛豪華さから関東一の祇園祭と称されている。

IKG は毎年出しの運行管理システムの運営を、立正大学と共に実施、**社会貢献**に努めている。